



令和3年3月19日  
内閣府（防災担当）

## 「令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

### 1 背景

令和元年台風第十九号による災害については、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）に基づき、政令により、法第2条第1項の特定非常災害として指定されるとともに、当該災害に対する措置（法第3条～第9条）のうち、直ちに適用可能な措置（法第3条～第7条）について指定された（令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号））。

今般、同政令を改正し、当該災害に対し、以下のとおり法第8条の措置を追加することとする。

### 2 政令の概要

#### （1）法第8条の措置の追加指定

上記災害に対し適用すべき措置として、建築基準法による応急仮設住宅の存続期間等の特例に関する措置（法第8条）を追加指定する。

#### （2）措置の具体的内容

特定行政庁は、特定非常災害の発生に際し建築された応急仮設住宅について、一定の場合には、建築基準法第85条第4項又は第87条の3第4項に規定する許可に係る存続期間を、更に1年を超えない範囲内において延長（再延長可）することができる。

### 3 スケジュール

- 令和3年3月19日（金） 閣議決定
- 令和3年3月24日（水） 公布・施行

※なお、本案件については国土交通省においても同時に公表する。

（連絡先）

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

担当：阿部、横田、森戸、柚上、山地

電話：03-3503-9394（直通）

政令第 号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第二項後段の規定に基づき、この政令を制定する。

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」を「第八条」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案  
新旧対照条文

○ 令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第二百二十九号）  
（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定） 第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第八条までに規定する措置を指定する。</p>	<p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定） 第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。</p>